

# 青森県報

号外第十一号

平成二十六年  
三月十七日  
(月曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県農地集積・集約化対策基金条例……………	(構造政策課)……………	二
青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………	(県民生活文化課)……………	三
青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	(障害福祉課)……………	四
青森県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例の一部を改正する条例……………	(労政・能力開発課)……………	五

青森県農地集積・集約化対策基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県農地集積・集約化対策基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける農地集積・集約化対策事業費補助金により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積・集約化を促進するため、以下の事業（以下「農地集積・集約化対策事業」という。）に要する経費並びに農地集積・集約化対策事業を行う農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構及び市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県農地集積・集約化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける農地集積・集約化対策事業費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、農地集積・集約化対策事業に要する経費並びに農地集積・集約化対策事業を行う農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構及び市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

青森県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第三号

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

青森県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十七日

青 森 県 知 事    三    村    申    吾

青森県条例第四号

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中高年齢者等」の下に「（以下「離職者等」という。）」を、「緊急雇用創出対策事業」という。「」の下に「若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業（以下「若者等雇用機会創出等事業」という。）」を加え、「これらの者」を「離職者等」に改め、「総合的な生活・就労相談」の下に「その他の自立の支援」を加え、「生活・就労相談事業」を「自立支援事業」に改め、「並びに緊急雇用創出対策事業」の下に「若者等雇用機会創出等事業」を加える。

第五条中「生活・就労相談事業」を「若者等雇用機会創出等事業、自立支援事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭